

ひとひと 男女が共に生きるメッセージ パートナーシップ

企画課 男女共同参画推進係 ☎72-2111 内線222

男女共同参画苦情処理制度を紹介します

4月1日の「小郡市男女共同参画推進条例」の施行に伴い、小郡市男女共同参画推進委員による苦情処理制度を実施します。

小郡市男女共同参画推進委員って なんですか？

男女共同参画に関する市の施策についての苦情を処理するために市長が委嘱した委員です。委員には、次の2人が委嘱されています。

- 宇加治 恭子（うかじ きょうこ・弁護士）
- 今泉 忠（いまい ちかみ・弁護士）

どんなことを申し出ることが できますか？

男女共同参画に関する市の施策が対象となります。

- 市が実施する男女共同参画を推進するための施策や措置
- 市が実施する男女共同参画の推進に影響があると思われる施策や措置

苦情の申出ができる人は？

- 市内に在住・在勤・在学している人、市内で活動している人および教育に携わっている人
- 市内で活動している事業者および団体等（補助金交付団体や自治会等も含みます）

申出の方法は？

苦情申出書を男女共同参画推進委員事務局（企画課男女共同参画推進係）に提出（郵送可）してください。

書面での申出が難しい場合は口頭での申出や代理人の申出も受け付けることができます。

詳しくは、係までお尋ねください。

苦情申出書は、市のホームページからもダウンロードできます。

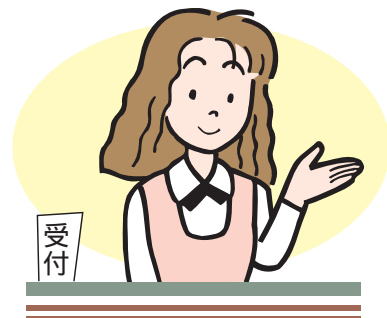
すべての申出が処理されますか？

男女共同参画に関する施策の苦情の申出であっても、次のような場合は処理の対象とはなりません。

- 裁判所において係争中の事案および判決等があった事案
- 行政庁において不服申立てが行われている事案および不服申立てに対する裁決または決定を経て確定した事案
- 国会または地方公共団体の議会に対し請願等が行われている事案
- 推進委員が既に苦情の処理を終了した事案
- 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと推進委員が認める事案

どのような処理がされますか？

- 推進委員は、市の機関に対し、必要な調査を行います。
- 調査の結果、必要な場合は、市の機関に対し是正勧告を行います。
- 法令や権限等により、改善や是正が困難な場合は、意見表明をすることができます。
- 処理が終了したときは、申出人に処理の結果を通知します。



この制度の詳しい内容につきましては、企画課男女共同参画推進係までお尋ねください。